

# 施設分類別 適正配置の長期的な方向性について

1	本市におけるアセットマネジメントの全体方針と考え方	1
2	「配置の適正化」の検討手順	3
3	本市の適正な保有量「あるべき値」の算出	4
4	施設分類別 適正配置の長期的な方向性（案）	8



## 1 本市におけるアセットマネジメントの全体方針と考え方

### (1) 総合管理計画におけるアセットマネジメント基本方針（再掲）

- ・上位計画である総合管理計画では、本市のアセットマネジメントの基本方針を以下のとおりとした。本計画は、この方針や考えを具体化するための実施計画に位置付けられる。

- ・ 公共施設のあり方や必要性について、人口減少・少子高齢化、厳しい財政状況、市民の利用状況・ニーズ等の面から総合的に評価を行い、適切な保有量を実現する。
- ・ 地区別の将来推計人口、市民アンケート調査の結果等を踏まえ、今後必要な施設機能を想定し、必要なサービス水準を確保しつつ、施設の複合化・多機能化を図り、整備や運営等の施設に係る全てのコストの削減を推進する。

#### 削減目標

老朽化した建築物の廃止・重複する機能の統廃合・施設の長寿命化・民間活力の導入を推進することで、**更新費用を40年間で20%削減**する。

#### アセットマネジメントの実施方針（要約）

##### (1) 点検・診断等の実施方針

定期的・計画的に公共施設の点検・診断の実施とその結果を踏まえた予防保全の推進

- ・ 建築基準法第12条の定期点検の実施と結果の活用
- ・ 職員による日常的な管理の推進

##### (3) 安全確保の実施方針

災害時の拠点施設としての観点も含めた安全性の確保の推進

- ・ 不特定多数が利用する施設、地区の拠点となる施設を中心に災害時の避難場所としての機能を確保

##### (5) 長寿命化の実施方針

長寿命化による公共建築物の延命化と安全性の確保とライフサイクルコストの削減

- ・ 利用が少なく、老朽化している公共建築物については廃止とする
- ・ 今後も活用を継続する施設は更新を基本とする
- ・ 普通財産も適切な管理を推進

##### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

ライフサイクルコストの削減・平準化の推進

- ・ 維持管理・修繕・更新等の履歴の集積及び蓄積と老朽化対策への活用
- ・ 予防保全型維持管理の考えに基づく、定期的な施設の維持管理の実施
- ・ 更新時における民間活力の導入検討

##### (4) 耐震化の実施方針

早急な耐震改修の実施の推進

- ・ 長期的な利用想定される施設について優先的に耐震改修を実施
- ・ 老朽化が進行している施設や小規模施設は更新や統廃合により対応

##### (6) 統合や廃止の推進方針

施設配置状況、利用状況、施設の老朽化等を考慮した統廃合の推進

- ・ 少子化の進行を踏まえ、学校施設の統廃合を検討

## (2) 個別施設計画策定にあたっての基本的な考え方

本市の公共施設の現状と課題、アセットマネジメント基本方針を踏まえた上で、個別施設計画策定に向けた基本的な考えは、以下のとおりである。

### 計画全体の考え方

安全・安心かつ時代の情勢に応じた公共サービスの提供を継続しつつ、施設に要する将来コストを縮減し財政負担の軽減を図ることを目的に、

- ・ 将来の人口規模に応じて施設総量の削減を図りつつ、市民ニーズに応じた施設の配置を目指す「**配置の適正化**」
- ・ 老朽化する施設の安全を確保し、維持保全や更新にかかる財政負担の縮減と平準化を図るための「**建築物の長寿命化**」

これらを柱に定め、**両観点から施設の方向性を検討**する。

### 「配置の適正化」検討にあたっての考え方

法令等の基準を目安としつつ、将来人口や今後の需要予測等を勘案した上で、施設の集約化や複合化を含めた適正配置を目指し、必要な対策を実施する。

#### 検討にあたってのコンセプト

- ・ 新規設置施設の複合化（管理運営の効率化と施設機能・利便性の向上）
- ・ 既存施設の有効活用
- ・ 機能重複施設の集約化
- ・ 時代やニーズに応じた施設の転用
- ・ 民間活用・民間譲渡の推進
- ・ 役割を終えた施設は原則、除却

### 「建築物の長寿命化」検討にあたっての考え方

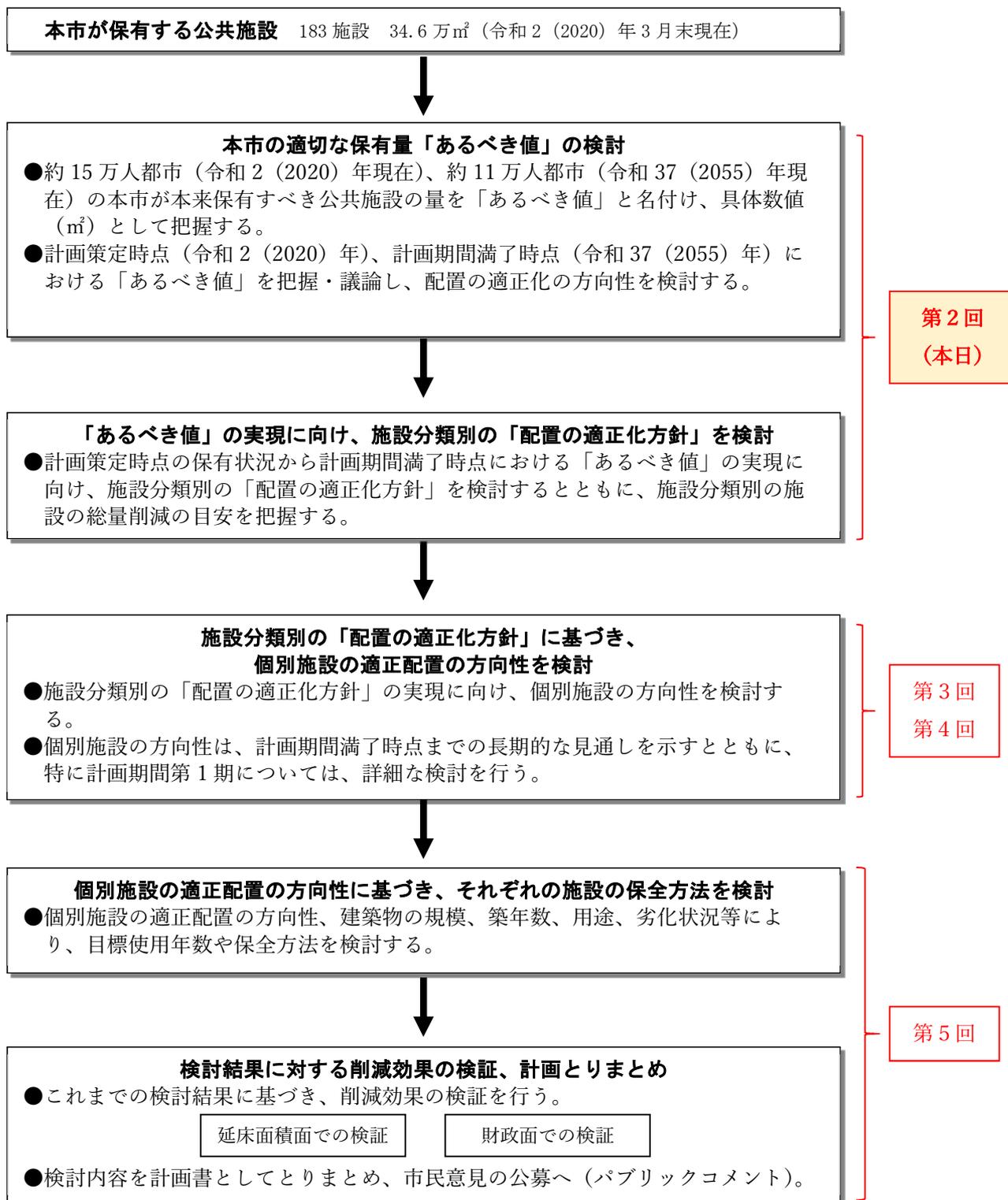
従来の「事後保全」から「予防保全」へと転換を図り、適切な改修や更新等を計画的に実施することで、施設を長寿命化し、トータルコストの節減を図る。

#### 検討にあたってのコンセプト

- ・ 施設の長寿命化に向けた予防保全を主体とする計画的な保全
- ・ 安全性の確保に向けた定期的な劣化状況調査
- ・ トータルコストの縮減に向けた劣化状況調査に基づく効率的な老朽化対策

## 2 「配置の適正化」の検討手順

総合管理計画における削減目標及び各方針の実現に向け、以下の手順に基づき、個別施設に対する適正配置の方向性、具体的な取組スケジュールを検討する。



### 3 本市の適正な保有量「あるべき値」の算出

#### (1) あるべき値の考え方

「アセットマネジメントの基本方針」に掲げるとおり、「適切な保有量を実現」し、「整備や運営等の施設に係る全てのコストの削減」を図るためには、施設の総量を削減し、更新等費用の抑制を進めていくことが大前提となるが、そのためには、将来の人口構造に応じた本市の本来保有すべき公共施設量を把握することが肝要となる。

人口減少や合併を契機に公共建築物の「量過剰」との課題を抱える本市においては、この飽和状況を解消するための目安となるマイナス指標を定めることが必要といえるが、その際、本市が本来保有すべき公共施設量を把握し明確に数量化することで、過剰分、すなわち削減すべき総量が明らかとなるためである。

この本市が本来保有すべき公共施設量を「あるべき値」と名付け、施設分類別にその数値を算出する。「あるべき値」とは、将来的な人口減少や構成の変化を踏まえた上で、本市が行政運営を継続する上での最低限必要となる施設総量を意味し、今後 35 年間の計画期間内において総量削減を推進していく上での目安と位置づける。

本計画においては、総合管理計画に記載のとおり、「更新費用を 40 年間で 20%削減」の数値目標を達成するために、あるべき値に基づく施設保有量の管理と計画的な削減を進めることで、施設に要する更新等費用の抑制を目指していく。

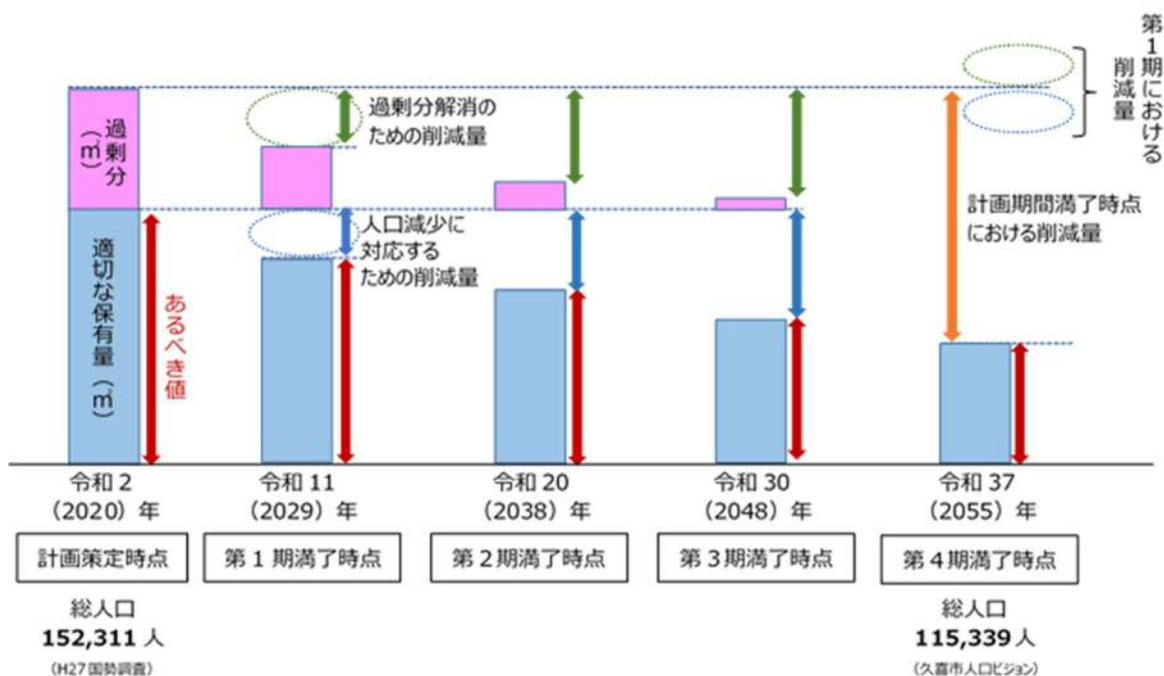
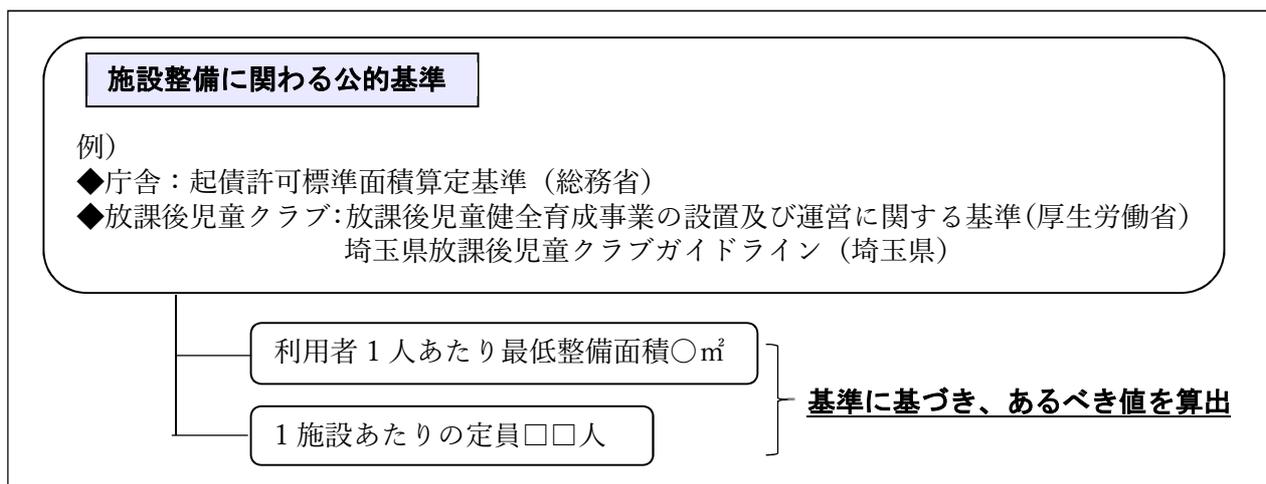


図 あるべき値の考え方

あるべき値は、以下に示す(ア)～(ウ)の方法に基づき算出し、施設分類別に設定する。

(ア) 公的算定基準に基づく算出

法令やガイドライン、手引等によって、整備すべき公共施設量の算定基準が示される場合は、そこから算出される数値を以って「あるべき値」とする。



(イ) 同規模自治体における保有量（㎡/人）に基づく算出

算定基準が存在しない施設分類や基準を用いての算定が困難な施設分類は、同規模自治体間における施設の保有量（㎡/人）を参考に、あるべき値を把握する。

考え方	詳細
<b>同規模自治体</b> とは	全国中都市且つ可住地面積あたり人口密度が類似する、計 67 市 （うち合併：30 市） ※中都市とは：都市のうち人口 10 万人以上の市 久喜市可住地面積あたり人口密度：1,849 人/k ㎡ ※同規模自治体：可住地面積あたり人口密度が 1,000 人/k ㎡～4,000 人/k ㎡ に該当する市町村と定義
基づく資料	人口：国勢調査（平成 27 年）、久喜市人口ビジョン（令和 37 年） 公共施設量及び施設分類：公共施設状況調（平成 29 年） 可住地面積：内閣府「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データ集 （平成 25 年） ※可住地面積とは：総土地面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いた、「人が居住し得る」土地の面積

同規模自治体の保有量は、最小値、第一四分位数及び平均値を算出し、施設分類の特性や状況に応じて適正な数値をあるべき値として定めるが、その際の考え方や留意すべき点は以下のとおりである。

算出する値	考え方
同規模自治体の <b>最小値</b> ※統計的な外れ値を除く	<p>最小値を把握することで、本市と行政規模の類似する自治体が行政運営を行う上で保有すべき施設の最低量が判明し、行政運営に支障をきたさない範囲での削減の上限を把握することが可能となる。</p> <p>一方で、最小値は、施設保有に関する各自治体の個別事情を反映した数値である場合が想定されることにも留意が必要である。</p>
同規模自治体の <b>第一四分位数</b>	<p>第一四分位数とは、比較対象である同規模自治体を施設の保有量が多い集団と少ない集団に二分した際の少ない集団の代表値に該当する。</p> <p>最小値には各自治体の諸事情が大きく影響するであろうことを踏まえると、第一四分位数を施設保有量が少ない（ながらも支障なく行政運営を続けている）自治体を代表する数値と解釈することが妥当といえる。</p>
同規模自治体の <b>平均値</b>	<p>平均値と比較することで、同規模自治体間における本市の施設保有量の位置づけを把握することができる。本市の施設保有量が平均値と比べて大幅に多い場合は、まずは平均値を目安とした削減が現実的といえる。</p> <p>一方で、全国の自治体において、人口減少を背景に施設の総量削減を目的とする公共施設アセットマネジメントを進めている現状を踏まえると、平均値を目安とした削減だけでは将来の人口規模と釣り合わず、削減後の施設量が過剰になりかねないことにも留意すべきである。</p>

#### (ウ) 各種施策の進展との諸調整による算出

公共施設の中には、施設の設置を裏付ける根拠法等が存在しないなど、施設の整備自体が政策判断に委ねられるようなものも存在する。この場合は、別途、各種施策等との連動した検討を図り、あるべき値を算出する。この際の検討にあたっては、アセットマネジメント基本方針、またそれに基づく具体的な実施方針への準拠を基本とする。

#### 例) **老人福祉センター**

##### ◆根拠法：老人福祉法（第十五条の5）

「国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。」

※設置は市町村の政策判断に委ねられ、義務ではない

##### ◆施設整備に関わる基準等（建物の構造、規模）：

「老人福祉センター（A型）の建物の構造は、利用者の便、防災等について十分配慮したものとし、その規模は495㎡以上とする。」

※上限に定めはない

## (2) 施設分類別のあるべき値とその実現に向けた削減の目安(案)

上記の考えやア～ウの方法に基づき、施設分類別にあるべき値を算出する。

また、得られたあるべき値と現在保有する施設総量との比較を行うことで、削減を図るべき施設量を把握することが可能となるが、これが、施設分類別の配置の適正化方針を検討する上での土台となる。

あるべき値とその実現に向けた削減の目安に基づき、施設分類全体の長期的な方向性(配置の適正化方針)を検討する。

※算出されたあるべき値とそれに基づく削減の目安は、本資料 p.10 以降に記載する。

#### 4 施設分類別 適正配置の長期的な方向性（案）

##### (1) 適正配置の具体的方策（再掲）

以下に示す適正配置の方策を、各施設分類及び個別施設ごとに実施する。

方策	内容	イメージ
①集約化	同一サービスの複数施設をより少ない施設規模や数に集約すること	
②機能移転	他の施設の余剰スペース等に機能を移転して、サービスの提供を継続すること	
③複合化	余剰・余裕スペースについて、異なる機能を統合し、複数の機能を有した複合施設として整備すること	
④民間施設の活用	サービスの提供に周辺の民間施設を活用すること	
⑤実施主体や管理運営主体の変更	事業の実施主体や管理運営主体を民間や地元組織などへ変更すること	
⑥転用	既存の施設を他の用途の施設へと転用すること	
⑦廃止	施設を廃止すること	
⑧譲渡	建物や跡地等を民間や地元組織等へ譲渡すること	

## (2) 施設の配置に関する地域バランスの考え方(案)(再掲)

施設で提供されるサービスは、利用の特性や条件が異なることから、それぞれのサービスの内容や対象となる利用者の範囲に基づき、施設の利用区分を「広域利用施設」、「市全域利用施設」、「地区(旧行政域)利用施設」、「地域利用施設」に改めて整理した上で、施設分類ごとに施設の箇所数と配置の見直しを図る。

利用区分	配置する施設分類 (施設名称)	施設の特性と配置の方針
広域 利用施設	文化会館、体育館、プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化振興機能を有する施設や大規模なイベント・大会等の会場となる施設など、市民に加え、市外周辺地域からの不特定多数の利用を見込む施設</li> <li>○全市域をベースとした配置でサービス提供を行うほか、将来的には、施設の建替え等も含め、近隣市町との広域連携の検討も行っていく</li> </ul>
市全域 利用施設	行政系施設 (市役所、公文書館) 医療・保健施設 学校給食センター 高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全市民の利用を前提としており、市の公共サービスの拠点となる施設</li> <li>○全市域をベースとした配置で、サービス提供を行う</li> <li>○多くの市民が利用したいと感じるよう、多機能を複合した拠点施設としての整備を目安とする</li> </ul>
地区 利用施設	行政系施設(総合支所) 社会福祉施設 幼稚園・保育所 子育て支援施設 図書館・資料館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区を主な圏域としており、日常的に求められる身近な行政サービスを提供する施設</li> <li>○地区をベースとした配置で、サービス提供を行う</li> <li>○旧1市3町が独自に整備を進めてきた施設のうち、今後も地区単位での配置が適切な機能について、地区ごとに配置する拠点施設へ複合化することで維持を図る</li> </ul>
地域 利用施設	消防団器具置場 障がい者福祉施設・養護老人ホーム 放課後児童クラブ 小学校・中学校 集会所 コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○概ね小学校区・中学校区程度の住民の利用を前提としており、地域生活に密着し特定の住民を対象とした公共サービスを提供する施設</li> <li>○ニーズや人口分布等の地域特性を踏まえたうえで、地域の実態に即して小学校区・中学校区をベースとした配置で、サービス提供を行う</li> <li>○民間事業者や地域住民、自治会等への移管が可能な施設は、譲渡を推進する</li> </ul>
地域の 実情に応じて 配置するべき 施設	産業系施設 市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の特性や状況等を踏まえ、サービス提供が必要と判断される場合に配置する施設</li> <li>○単独に施設を設置しなくとも、周辺のお施設の類似機能にて代替等が可能な場合は、廃止や譲渡を推進する</li> </ul>

### (3) 施設分類別 配置の適正化方針（案）

あるべき値とその実現に向けた削減の目安に基づき、施設分類別の長期的な方向性（配置の適正化方針）を検討する。

#### 表の見方

#### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点 (R2)		計画期間満了時点 (R37)		①	
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減すべき割合 (%)	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減すべき割合 (%)		
	●●㎡	■■㎡	▲▲%	□□㎡	△△%		
	あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】						
	②						
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	③						
	現在の配置		▷	適正化後の配置		④	
			▷				
適正配置の具体策					⑤		
集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更		転用	廃止

①算出されたあるべき値（案）	該当する施設分類の現有面積と本資料「3.本市の適正な保有量「あるべき値」の算出」の方法に則って算出されたあるべき値案（令和2年現在、令和37年現在）、あるべき値案と現有面積を比較した際の現有面積の削減すべき割合を示しています。
②あるべき値算出にあたっての考え方	②のあるべき値案の算出に至るまでの考え方と方法（本資料p.5-7に記載）を示しています。
③あるべき値に基づく配置の適正化方針の考え方	あるべき値に基づく施設分類別の配置の適正化方針（事務局案）を示しています。
④配置の適正化前後の施設の配置状況	配置の適正化方針（事務局案）前後における施設の配置状況の目安を示しています。
⑤配置の適正化を進めるにあたっての具体的な方策	配置の適正化方針（事務局案）に基づき実施する適正配置の具体的な方策を示しています。該当する方策を「○」で示します。

#### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

参考として、分類内に含まれる個別施設の概要を一覧表で示します。

## 1. 行政系施設

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値 （案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）				
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減すべき割合	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減すべき割合（%）			
	35,952.2	25,608.4	28.8%	25,608.4	28.8%			
	あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
	総務省「起債許可標準面積算定基準」に基づき、本庁舎及び各総合支所の想定職員数に応じた必要面積を算定し、そこに公文書館の現有面積を加算した面積をあるべき値とする（職員数は現状を維持するものと仮定する）。							
	【ア）公的算定基準】							
配置の適正化方針 （案）	配置の適正化にあたっての考え方							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所新庁舎を建設し、各地区に分散する行政本庁機能を1施設に集約化する</li> <li>・総合支所の余剰スペースに他機能を複合することで、地域の活動拠点施設として再整備する</li> </ul>							
	現在の配置		▷	適正化後の配置				
	各地区に1箇所を目安		▷	市全域に1箇所を目安				
	適正配置の具体策							
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
	○	○	○			○		

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	久喜市役所	久喜市下早見85-3	8,165.25	SRC造	1980	40	—
2	久喜市役所第二庁舎	久喜市北青柳1404-7	1,100.34	RC造	1980	40	—
3	菑浦総合支所	久喜市菑浦町新堀38	5,055.88	SRC造	1988	32	菑浦コミュニティセンター、ファミリー・サポート・センター菑浦
4	栗橋総合支所	久喜市間鎌251-1	4,175.32	SRC造	1972	48	—
5	鷺宮総合支所	久喜市鷺宮6-1-1	6,989.66	SRC造	1990	30	—
6	東京理科大学跡地（旧普通教室棟）	久喜市下清久500-1	8,786.13	RC造	1993	27	—
7	公文書館	久喜市下早見85-1	1,679.62	RC造	1993	27	—

## 2. 消防団器具置場

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）				
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）			
	1,423.0	1,423.0	0.0%	1,077.6	24.3%			
	あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
	消防分団器具置場の施設量は、配備する消防ポンプ自動車の数に応じる。現有面積をあるべき値とし、これ以上の規模の拡充は行わず、人口規模に応じて消防団編成区域の見直しを図るものとする。							
	【ウ）施策との諸調整】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具置場の統廃合を推進</li> <li>・他施設への複合の可能性を検討</li> </ul>							
	現在の配置		▷	適正化後の配置				
	地域に1箇所を目安		▷	地域に1箇所を目安				
	適正配置の具体策							
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
	○		○					

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	久喜支団第一分団第一部	久喜市久喜中央3-1-30	50.88	LGS造	1981	39	—
2	久喜支団第一分団第二部	久喜市久喜中央4-7-20	51.15	S造	1986	34	—
3	久喜支団第一分団第三部	久喜市本町6-16-62	62.96	S造	1995	25	—
4	久喜支団第二分団第一部	久喜市吉羽2-16-10	49.05	S造	1989	31	—
5	久喜支団第二分団第二部	久喜市栗原1-4-15	57.00	S造	1991	29	—
6	久喜支団第三分団第一部	久喜市北青柳82-1	86.40	S造	2008	12	—
7	久喜支団第三分団第二部	久喜市下早見685-2	50.06	LGS造	1985	35	—
8	久喜支団第三分団第三部	久喜市原530-10	86.40	S造	2007	13	—
9	久喜支団第四分団第一部	久喜市北中曽根21-3	62.10	S造	1999	21	—
10	久喜支団第四分団第二部	久喜市下清久182-3	49.05	S造	1992	28	—
11	鷲宮支団第一分団第一部	久喜市鷲宮3-1-16	45.90	S造	1986	34	—
12	鷲宮支団第一分団第二部	久喜市葛梅314	46.56	LGS造	1979	41	—
13	鷲宮支団第二分団第一部	久喜市西大輪5-17-2	77.76	S造	2007	13	—
14	鷲宮支団第二分団第二部	久喜市東大輪440	43.99	W造	1974	46	—
15	菫蒲支団第一分団第一部	久喜市菫蒲町菫蒲89-5	55.05	S造	1991	29	—
16	菫蒲支団第一分団第二部	久喜市菫蒲町菫蒲640-1	48.18	LGS造	1979	41	—
17	菫蒲支団第一分団第三部	久喜市菫蒲町台849-5	56.70	LGS造	1974	46	—
18	菫蒲支団第二分団第一部	久喜市菫蒲町小林2197	56.73	LGS造	1974	46	—
19	菫蒲支団第二分団第二部	久喜市菫蒲町下栢間2722	56.73	LGS造	1974	46	—
20	栗橋支団第一分団第一部	久喜市栗橋中央2-6-2	59.43	S造	1993	27	—
21	栗橋支団第一分団第二部	久喜市栗橋東3-3-2	47.16	S造	1983	37	—
22	栗橋支団第一分団第三部	久喜市伊坂1366-2	62.11	S造	2000	20	—
23	栗橋支団第二分団第一部	久喜市佐間285-1	50.88	LGS造	1980	40	—
24	栗橋支団第二分団第二部	久喜市南栗橋4-21-1	53.85	S造	1991	29	—
25	栗橋支団第二分団第三部	久喜市河原代575	56.88	S造	1992	28	—

### 3. 医療・保健施設

#### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）		
	3,510.1	2,931.3	16.5%	2,219.8	36.8%		
	あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】						
	現時点で4施設を保有することを踏まえ、同規模自治体の平均値まで削減した数値をあるべき値とする。  【イ）同規模自治体保有量】						
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	・保健福祉・子育て支援の拠点施設を市役所新庁舎に併設して建設し、各地区に分散する保健センターを1箇所を集約する。 ・休日夜間急患診療所は設置方法を検討する。						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	各地区に1箇所を目安		▷	市全域に1箇所を目安			
	適正配置の具体策						
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止
○			○	○			

#### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	久喜市休日夜間急患診療所	久喜市本町5-10-47（中央保健センター1階に併設）	103.50	RC造	1986	34	中央保健センター
2	中央保健センター	久喜市本町5-10-47	1,096.60	RC造	1986	34	久喜市休日夜間急患診療所
3	菖蒲保健センター	久喜市菖蒲町新堀1	716.36	RC造	1989	31	—
4	栗橋保健センター	久喜市間鎌251-1	1,021.05	RC造	1987	33	—
5	鷲宮保健センター	久喜市鷲宮6-1-2	572.60	RC造	1979	41	—

#### 4-1. 福祉施設（社会福祉）

##### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）		
（案）	6,645.6	-	-	-	-		
	あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】						
	該当データが存在しないことから、同規模自治体の保有状況は把握できない。施設用途の性質上、民間によるサービス代替は難しく、市の福祉施策とも密接に関わる施設であることから、一概にあるべき値を算出することは困難である。						
	【ウ）施策との諸調整】						
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	・現有機能は維持しつつ、余裕スペースへ他施設を複合することで、施設の有効活用を図る。						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	各地区に1箇所を目安		▷	各地区に1箇所を目安			
	適正配置の具体策						
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止
		○					

##### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過 年数	
1	ふれあいセンター久喜	久喜市青毛753-1	4,649.73	RC造	1998	22	ファミリー・サポート・センター
2	健康福祉センター（くりむ）	久喜市間鎌255-1	1,995.91	RC造	1997	23	—

#### 4-2. 福祉施設（障がい者福祉）

##### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点 (R2)		計画期間満了時点 (R37)			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減すべき割合 (%)	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減すべき割合 (%)		
	2,322.1	0.0	100.0%	0.0	100.0%		
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
行政財産として施設を保有しなくとも、民間によるサービス提供が可能なものと判断し、あるべき値は0㎡とする。 【ウ）施策との諸調整】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	民間譲渡を推進し、市としてのサービス提供を廃止する。						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	地域に1箇所を目安		▷	市としての施設保有を廃止			
	適正配置の具体策						
集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
			○	○			○

##### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	けやきの木	久喜市青毛1146-1	350.27	S造	1995	25	—
2	くりの木	久喜市間鎌276-2	287.92	LGS造	1999	21	—
3	ゆう・あい	久喜市上内327-6	291.49	LGS造	2001	19	—
4	あゆみの郷	久喜市東大輪2273-1	495.37	S造	2012	8	—
5	いちょうの木	久喜市所久喜835-1	784.64	S造	1984	36	—
6	のぞみ園	久喜市北青柳1331	112.62	W造	2002	18	—

#### 4-3. 福祉施設（高齢者福祉）

##### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値 （案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）				
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）			
	2,578.6	-	-	-	-			
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】								
該当データが存在しないことから、同規模自治体の保有状況は把握できない。施設用途の性質上、民間によるサービス代替は難しく、市の福祉施策とも密接に関わる施設であることから、一概にあるべき値を算出することは困難である。 【ウ）施策との諸調整】								
配置の 適正化 方針 （案）	配置の適正化にあたっての考え方							
	ごみ処理施設に係る余熱利用施設への集約化を図る。							
	現在の配置		▷	適正化後の配置				
	各地区に1箇所を目安		▷	市全域に1箇所を目安				
	適正配置の具体策							
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の 活用（代替）	実施主体や管理 運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
	○	○	○					

##### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過 年数	
1	菖蒲老人福祉センター	久喜市菖蒲町三箇2904	917.11	RC造	1980	40	—
2	鷺宮福祉センター	久喜市鷺宮6-1-5	1,298.78	S造	1976	44	—
3	彩嘉園	久喜市菖蒲町三箇1235-1	362.71	LGS造	1996	24	—

#### 4-4. 福祉施設（養護老人ホーム）

##### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）		
	2,963.9	0.0	100.0%	0.0	100.0%		
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
行政財産として施設を保有しなくとも、民間によるサービス提供が可能なものと判断し、同規模自治体の最小値まで削減した数値をあるべき値とする。							
【イ）同規模自治体保有量】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	民間譲渡を推進し、市としてのサービス提供を廃止する。						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	地域に1箇所を目安 (久喜地区のみに配置)		▷	市としての施設保有を廃止			
	適正配置の具体策						
集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
			○	○			○

##### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	偕楽荘	久喜市上清久930	2,963.88	RC造	2000	20	—

## 5-1. 幼稚園

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）				
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）			
	1,983.0	0.0	100.0%	0.0	100.0%			
（案）	あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
	行政財産として施設を保有しなくとも、民間によるサービス提供が可能なものと判断し、同規模自治体の最小値まで削減した数値をあるべき値とする。  【イ）同規模自治体保有量】							
配置の適正化方針	配置の適正化にあたっての考え方							
	民間譲渡を推進し、公立幼稚園としてのサービス提供を廃止する。							
（案）	現在の配置		▷	適正化後の配置				
	各地区に1箇所を目安		▷	市としての施設保有を廃止				
適正配置の具体策								
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
	○			○	○			○

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	中央幼稚園	久喜市下早見85-15	885.00	RC造	1975	45	中央保育園分園
2	栗橋幼稚園	久喜市中里1044-1	1,098.00	S造	2006	14	—

## 5-2. 保育所

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）				
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）			
	4,243.9	0.0	100.0%	0.0	100.0%			
	あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
	行政財産として施設を保有しなくとも、民間によるサービス提供が可能なものと判断し、同規模自治体の最小値まで削減した数値をあるべき値とする。							
	【イ）同規模自治体保有量】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方							
	民間譲渡を推進し、公立保育所としてのサービス提供を廃止する。							
	現在の配置		▷	適正化後の配置				
	地域に1箇所を目安 (久喜地区のみに配置)		▷	市としての施設保有を廃止				
	適正配置の具体策							
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
	○			○	○			○

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	さくら保育園	久喜市所久喜1130	999.10	S造	2014	6	—
2	すみれ保育園	久喜市北青柳1331	1,116.42	S造	2013	7	—
3	ひまわり保育園	久喜市吉羽692-1	836.00	S造	2008	12	久喜地域子育て支援センター
4	あおば保育園	久喜市青葉2-9-4	574.36	S造	1977	43	—
5	中央保育園	久喜市久喜中央1-9-1-100（中央/1211階）	552.00	RC造	1979	41	—
6	中央保育園分園	久喜市下早見85-15（中央幼稚園2階）	166.00	RC造	1975	45	中央幼稚園

## 6. 放課後児童クラブ

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）		
	3,563.3	3,379.2	5.2%	3,379.2	5.2%		
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」における児童1人当たりの専用区画面積、クラブ1単位あたり定員に基づく算定値をあるべき値とし、これ以上の拡充は行わないものとする。							
【ア）公的算定基準】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の統廃合に応じて適宜、配置の見直しを図る。</li> <li>・新規整備は行わず、建替や規模の拡大、施設の追加は他施設への複合等を基本とする。</li> </ul>						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	地域に1箇所を目安 (小学校区に対応)		▷	地域に1箇所を目安 (小学校区に対応)			
	適正配置の具体策						
集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
○		○					

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	つばめクラブ	久喜市高羽2-16-10（太田小学校敷地内）	162.92	LGS造	1999	21	—
2	さくらこクラブ	久喜市久喜東4-25-8（久喜東小学校敷地内）	179.93	LGS造	1999	21	—
3	たんぼぼクラブ	久喜市本町7-6-2（本町小学校敷地内）	125.99	RC造	1974	46	—
4	あおぼっこクラブ	久喜市青葉1-3（青葉小学校1階）	270.83	RC造	1974	46	青葉小学校
5	あおげわくわくクラブ	久喜市青毛872-4（青毛小学校敷地内）	179.93	LGS造	1999	21	—
6	北斗キッズクラブ	久喜市久喜北2-30-1（久喜北小学校敷地内）	119.24	LGS造	2001	19	—
7	久喜児童クラブ	久喜市本町2-5-1（久喜小学校敷地内）	199.75	W造	2008	12	—
8	江面児童クラブ	久喜市北青柳40-1（江面第一小学校校舎1階）	32.00	RC造	1977	43	江面第一小学校
9	清久もみじクラブ	久喜市六万部590（清久小学校校舎1階）	64.00	RC造	1974	46	清久小学校
10	菖蒲東学童クラブ	久喜市菖蒲町菖蒲427（菖蒲東小学校校舎1階）	86.50	RC造	1983	37	菖蒲東小学校
11	小林・栢間学童クラブ	久喜市菖蒲町下船2720（船間小学校敷地内）	117.71	S造	2014	6	—
12	菖蒲学童クラブ	久喜市菖蒲町菖蒲625（菖蒲小学校校舎1階）	90.95	RC造	1979	41	菖蒲小学校
13	三箇学童クラブ	久喜市菖蒲町台852-1（三箇小学校校舎1階）	92.54	RC造	1984	36	三箇小学校
14	鷲宮学童クラブ	久喜市鷲宮113（鷲宮小学校敷地内）	117.71	S造	2014	6	—
15	東鷲宮学童クラブ	久喜市板田3-10-2（鷲宮東2こどもセンター敷地内）	321.90	S造	2015	5	—
16	鷲宮中央学童クラブ	久喜市板田3-6-19（鷲宮中央こどもセンター敷地内）	124.60	S造	2000	20	—
17	桜田小学校学童クラブ	久喜市東大橋311-4（桜田小学校敷地内）	561.43	S造	2018	2	—
18	上内学童クラブ	久喜市上内716（上内小学校校舎1階）	96.00	RC造	1971	49	上内小学校
19	くりっ子放課後児童クラブ	久喜市東橋中央2-7-1（東橋公民館敷地内）	306.75	S造	2016	4	—
20	風の子学童保育クラブ・風の子南学童保育クラブ	久喜市南栗橋4-21-1（栗橋南小学校内）	213.60	SP造	1989	31	—
21	しずか学童クラブ	久喜市佐間266-1（栗橋西小学校体育館1階）	99.00	S造	1989	31	栗橋西小学校

## 7. 児童センター・児童館

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値 (案)	現有面積 (㎡)	現時点 (R2)		計画期間満了時点 (R37)			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合 (%)	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合 (%)		
	1,421.3	-	-	-	-		
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
施設用途の性質上、民間によるサービス代替は難しく、市の子育て支援施策とも密接に関わる施設であることから、一概にあるべき値を算出することは困難である。 【ウ）施策との諸調整】							
配置の 適正化 方針 (案)	配置の適正化にあたっての考え方						
	各地区に1箇所を目安とした配置は維持するものの、他施設への機能移転、複合化を推進し、総量の削減を図る。						
	現在の配置		▷		適正化後の配置		
	各地区に1箇所を目安		▷		各地区に1箇所を目安		
	適正配置の具体策						
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の 活用（代替）	実施主体や管理 運営主体の変更	転用	廃止
○	○	○					

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過 年数	
1	児童センター	久喜市吉羽1-40-14	550.80	RC造	1990	30	—
2	鷲宮児童館	久喜市上内878	503.68	RC造	1983	37	—
3	しょうぶ会館（児童館）	久喜市菖蒲町菖蒲1077-1	366.83	RC造	1985	35	—

## 8. 子育て支援施設

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積（㎡）	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値（㎡）	現有面積から削減すべき割合（%）	あるべき値（㎡）	現有面積から削減すべき割合（%）		
	791.8	-	-	-	-		
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
施設用途の性質上、民間によるサービス代替は難しく、市の子育て支援施策とも密接に関わる施設であることから、一概にあるべき値を算出することは困難である。							
【ウ）施策との諸調整】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	保健福祉・子育て支援の拠点施設を市役所新庁舎に併設して建設し、各地区に設置しているファミリー・サポート・センターを1箇所に集約する。 子育て支援センターは現状の配置を維持するものの、他施設への機能移転や複合化を行うことで、総量削減を図る。						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	各地区に1箇所を目安（ファミリー・サポート・センター）		▷	市全域に1箇所を目安（ファミリー・サポート・センター）			
	各地区に1箇所を目安（子育て支援センター）		▷	各地区に1箇所を目安（子育て支援センター）			
	適正配置の具体策						
集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
○	○	○					

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積（㎡）	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	ファミリー・サポート・センター	久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜2階に併設	92.89	RC造	1998	22	ふれあいセンター久喜
2	ファミリー・サポート・センター-菖蒲	久喜市菖蒲町新堀38（菖蒲総合支所1階）	32.02	SRC造	1988	32	菖蒲総合支所、菖蒲コミュニティセンター
3	ファミリー・サポート・センター-栗橋	久喜市中里1048-1（栗橋コミュニティセンター1階）	7.80	RC造	2006	14	栗橋コミュニティセンター、栗橋地域子育て支援センター
4	ファミリー・サポート・センター-鷺宮	久喜市鷺宮2-6-19（鷺宮地域子育て支援センター1階）	35.43	LGS造	2012	8	鷺宮地域子育て支援センター
5	久喜地域子育て支援センター（ぼかぼか）	久喜市吉羽692-1（ひまわり保育園1階）	70.00	S造	2008	12	ひまわり保育園
6	栗橋地域子育て支援センター（くぶる）	久喜市中里1048-1（栗橋コミュニティセンター1階）	279.68	RC造	2006	14	栗橋コミュニティセンター、ファミリー・サポート・センター-栗橋
7	鷺宮地域子育て支援センター（すまいる）	久喜市鷺宮2-6-19	273.98	LGS造	2012	8	ファミリー・サポート・センター-鷺宮

9-1. 小学校

①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）		
	123,670.2	92,887.0	24.9%	84,560.0	31.6%		
	23校	16校		14校			
	あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】						
学校教育法施行規則、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、久喜市小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、1校当たりの適正規模を12学級、全児童数470名と定め、それに応じて必要となる学校数があるべき値とする。							
配置の適正化方針（案）	【ア）公的算定基準】						
	配置の適正化にあたっての考え方						
	「適正規模・適正配置に関する基本方針」（平成29年、市教育委員会）に基づき、小中学校の統廃合を推進						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	地域に1箇所を目安に配置 (小学校23校)		▷	地域に1箇所を目安に配置 (小学校14校)			
適正配置の具体策							
集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
○		○					

②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過 年数	
1	久喜小学校	久喜市本町2-5-1	6,558.00	RC造	1979	41	—
2	太田小学校	久喜市吉羽2-16-10	8,071.00	RC造	1973	47	—
3	江面第一小学校	久喜市北青柳40-1	4,220.00	RC造	1977	43	江面児童クラブ
4	江面第二小学校	久喜市除堀1380	2,776.00	RC造	1978	42	—
5	清久小学校	久喜市六万部590	4,518.00	RC造	1975	45	清久もみじクラブ
6	本町小学校	久喜市本町7-6-1	7,607.00	RC造	1974	46	—
7	青葉小学校	久喜市青葉1-3-1	7,540.17	RC造	1974	46	あおばっクラブ
8	青毛小学校	久喜市青毛800	6,039.00	RC造	1980	40	—
9	久喜東小学校	久喜市久喜東4-25-20	5,688.00	RC造	1983	37	—
10	久喜北小学校	久喜市久喜北2-30-1	5,298.00	RC造	1995	25	—
11	菖蒲小学校	久喜市菖蒲町菖蒲625	4,798.00	RC造	1979	41	菖蒲学童クラブ
12	小林小学校	久喜市菖蒲町小林2197	3,090.00	RC造	1976	44	—
13	三箇小学校	久喜市菖蒲町台852-1	3,529.00	RC造	1970	50	三箇学童クラブ
14	栢間小学校	久喜市菖蒲町下栢間2720	3,463.00	RC造	1977	43	—
15	菖蒲東小学校	久喜市菖蒲町菖蒲427	3,895.00	RC造	1983	37	菖蒲東学童クラブ
16	栗橋小学校	久喜市栗橋東3-3-1	6,275.00	RC造	1984	36	—
17	栗橋西小学校	久喜市佐間266-1	4,589.00	RC造	1986	34	しずか学童クラブ
18	栗橋南小学校	久喜市南栗橋4-21-1	6,275.00	RC造	1997	23	—
19	鷺宮小学校	久喜市葛梅113	4,394.00	RC造	1971	49	—
20	桜田小学校	久喜市東大輪311	6,688.00	RC造	1983	37	—
21	上内小学校	久喜市上内716	8,397.00	RC造	1971	49	上内学童クラブ
22	砂原小学校	久喜市砂原1-4-1	4,589.00	RC造	1976	44	—
23	東鷺宮小学校	久喜市桜田3-10-1	5,373.00	RC造	1991	29	—

## 9-2. 中学校

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）		
	80,367.0	62,979.0	21.6%	57,597.0	28.3%		
11校	8校	7校					
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
学校教育法施行規則、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、久喜市小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、1校あたりの適正規模を12学級、全生徒数480名と定め、それに応じて必要となる学校数があるべき値とする。							
【ア】公的算定基準】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	「適正規模・適正配置に関する基本方針」（平成29年、市教育委員会）に基づき、小中学校の統廃合を推進						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	地域に1箇所を目安に配置 (中学校11校)		▷	地域に1箇所を目安に配置 (中学校7校)			
	適正配置の具体策						
集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用(代替)	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
○		○					

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	久喜中学校	久喜市本町4-1-1	10,553.00	RC造	1982	38	—
2	久喜南中学校	久喜市江面85	6,773.00	RC造	2007	13	—
3	久喜東中学校	久喜市青葉3-4-1	8,638.00	RC造	1976	44	—
4	太東中学校	久喜市吉羽2410	8,063.00	RC造	1985	35	—
5	菖蒲中学校	久喜市菖蒲町上大崎860	7,884.00	RC造	1983	37	—
6	菖蒲南中学校	久喜市菖蒲町小林110	5,142.00	RC造	1972	48	—
7	栗橋東中学校	久喜市栗橋1425	6,615.00	RC造	1979	41	—
8	栗橋西中学校	久喜市間鎌330-1	5,382.00	RC造	1982	38	—
9	鷲宮中学校	久喜市鷲宮782	8,711.00	RC造	1968	52	—
10	鷲宮東中学校	久喜市八甫4-46	7,133.00	RC造	1982	38	—
11	鷲宮西中学校	久喜市上内1797	5,473.00	RC造	1985	35	—

### 9-3. 学校給食センター

#### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）				
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）			
	3,266.0	-	-	5,831.3	-78.5%			
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】								
全市内小中学校を対象とする学校給食センターが令和3（2021）年度より供用開始となる、その新築施設の延床面積をあるべき値とし、これ以上の拡充は行わないものとする。								
【ウ）施策との諸調整】								
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方							
	市内全小中学校を対象とする学校給食センターを新築し、学校給食センター機能を市内全域で1箇所を集約化する。							
	現在の配置		▷		適正化後の配置			
	各地区に1箇所を目安		▷		市全域に1箇所を目安			
	適正配置の具体策							
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
	○							

#### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	菖蒲学校給食センター	久喜市菖蒲町新堀75-3	1,639.00	S造	2005	15	—
2	鷺宮第1・2学校給食センター	久喜市鷺宮819	1,627.00	S造	1974	46	—

## 10-1. 図書館

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）		
	3,664.3	3,288.8	10.2%	2,490.5	32.0%		
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
同規模自治体の第一四分位数まで削減した数値をあるべき値とする。							
【イ）同規模自治体保有量】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	各地区に1箇所の配置は維持するものの、他施設への複合を基本とすることで、総量の削減を図る。						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	各地区に1箇所を目安		▷	各地区に1箇所を目安			
	適正配置の具体策						
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止
	○	○					

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	中央図書館	久喜市吉羽1-40-1	1,283.06	RC造	1987	33	—
2	菖蒲図書館	久喜市菖蒲町菖蒲85-1(菖蒲文化会館1階)	1,003.00	RC造	1998	22	菖蒲文化会館
3	栗橋文化会館図書室	久喜市伊坂1557(栗橋文化会館1階)	257.26	RC造	1994	26	栗橋文化会館
4	鷲宮図書館	久喜市鷲宮5-33-1	1,121.00	RC造	1997	23	郷土資料館

## 10-2. 資料館

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減すべき割合	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減すべき割合（%）		
	1,527.0	1,527.0	0.0%	1,156.4	24.3%		
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
施設用途の性格上、現有面積（㎡/人）をあるべき値とし、これ以上の規模の拡充は行わず、人口規模に応じた施設規模に縮小するものとする。 【ウ）施策との諸調整】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	現在の配置を維持するものの、他施設への複合を基本とすることで、総量の削減を図る。						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	市全域に1箇所を目安		▷	市全域に1箇所を目安			
	適正配置の具体策						
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止
	○	○					

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	郷土資料館	久喜市蔵原5-33-1（賢宮図書館2階に併設）	1,527.03	RC造	1997	23	賢宮図書館

## 11-1. スポーツ施設（体育館）

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）		
	10,667.6	8,410.2	21.2%	6,368.7	40.3%		
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
同規模自治体の第一四分位数まで削減した数値をあるべき値とする。							
【イ）同規模自治体保有量】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	市内各地に分散する体育館機能を1施設に集約化する。						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	各地区に1箇所を目安		▷	市全域に1箇所を目安			
	適正配置の具体策						
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止
○	○	○					

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	総合体育館第1体育館（毎日興業アリーナ久喜 メインアリーナ）	久喜市江面1616	7,989.22	RC造	1993	27	—
2	総合体育館第2体育館（毎日興業アリーナ久喜 サブアリーナ）	久喜市江面1665-1	1,573.80	RC造	1984	36	—
3	鷺宮体育センター	久喜市中妻776	1,104.53	S造	1982	38	—

## 11-2. スポーツ施設（屋内外プール）

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減すべき割合	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減すべき割合（%）		
	6,582.7	3,587.8	45.5%	2,708.8	58.8%		
	あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】						
	同規模自治体の第一四分位数まで削減した数値をあるべき値とする。						
	【イ）同規模自治体保有量】						
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	ごみ処理施設に係る余熱利用施設への集約化を図る。						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	各地区に1箇所を目安		▷	市全域に1箇所を目安			
	適正配置の具体策						
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止
○	○	○					

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	市民プール	久喜市江面1616	840.90	RC造	1990	30	—
2	栗橋B & G 海洋センター	久喜市伊坂1551-1	2,154.00	RC造	1988	32	—
3	菖蒲温水プール（アクレ）	久喜市菖蒲町三箇164-1	1,804.36	RC造	1998	22	—
4	鷺宮温水プール	久喜市鷺宮6-4-1	1,783.48	RC造	1992	28	—

### 11-3. スポーツ施設（その他）

#### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）		
	308.3	308.3	0.0%	233.5	24.3%		
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
公園の付属棟との性格上、現有面積（㎡/人）をあるべき値とし、これ以上の規模の拡充は行わず、人口規模に応じた施設規模に縮小するものとする。 【ウ）施策との諸調整】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	公園の存続に応じた配置とするが、規模の拡大や現有施設の更新は行わないことを基本とする。						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	各地区に1箇所を目安		▷	各地区に1箇所を目安			
	適正配置の具体策						
集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
						○	

#### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	南栗橋近隣公園テニスマンagement棟	久喜市南栗橋10-18-2	125.54	W造	1999	21	—
2	菖蒲運動公園管理棟	久喜市菖蒲町菖蒲880	182.76	W造	2019	1	—

## 12. 産業系施設

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）		
	4,063.5	0.0	100.0%	0.0	100.0%		
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
行政財産としての施設の必置性は必ずしもないものとの判断より、あるべき値は0㎡とする。							
【ウ）施策との諸調整】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	類似機能を有する周辺他施設等に集約・複合化し、市としてのサービス提供を廃止する。						
	現在の配置		▷		適正化後の配置		
	地域の実情に応じて配置		▷		市としての施設保有を廃止		
	適正配置の具体策						
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止
○	○	○	○			○	

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	しみん農園久喜	久喜市六万部1344-1	564.88	S造	1999	21	—
2	しみん農園菖蒲	久喜市菖蒲町下栢間966-1	273.02	W造	1993	27	—
3	農村センター	久喜市北青柳51-2	320.38	S造	1978	42	南公民館
4	農業者トレーニングセンター	久喜市菖蒲町上大崎820-1	1,408.10	S造	1984	36	—
5	勤労福祉センター	久喜市清久町38	233.97	S造	1992	28	—
6	労働会館（あやめ会館）	久喜市菖蒲町菖蒲193-1	1,007.05	RC造	1990	30	—
7	花と香りのふれあいセンター（あおぞら）	久喜市八甫4-106-1	256.08	LGS造	2002	18	—

### 13-1. 市民文化系施設（公民館）

#### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）				
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減すべき割合	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減すべき割合（%）			
	10,672.2	4,722.2	55.8%	3,575.9	66.5%			
	あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
	同規模自治体の第一四分位数まで削減した数値をあるべき値とする。							
	【イ）同規模自治体の保有状況】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館からコミュニティセンターへ移行することで、利用の推進と施設の有効活用を図る。</li> <li>・類似機能を有する施設が近接する場合は集約し、総量削減を図る。</li> </ul>							
	現在の配置		▷	適正化後の配置				
	地域に1箇所を目安		▷	地域に1箇所を目安				
	適正配置の具体策							
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
	○	○	○			○		

#### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	中央公民館	久喜市久喜中央4-7-7	2,112.16	RC造	1991	29	—
2	青葉公民館	久喜市青葉1-2-1	376.69	RC造	1974	46	—
3	南公民館	久喜市北青柳51-2	320.38	S造	1978	42	※農村センター（産業系施設）と同一施設であることから、本分類の現有面積合計には含まない
4	清久コミュニティセンター・西公民館	久喜市上清久1489-2	1,278.42	RC造	2001	19	—
5	東公民館	久喜市久喜東1-27-20	1,199.20	RC造	1995	25	—
6	森下公民館	久喜市菖蒲町下栢間5495-2	1,032.30	RC造	1991	29	—
7	栗橋公民館	久喜市栗橋中央2-7-1	3,071.40	RC造	1964	56	—
8	鷲宮公民館	久喜市鷲宮6-1-4	1,602.04	RC造	1979	41	—

## 13-2. 市民文化系施設（集会所）

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）		
	2,035.4	0.0	100.0%	0.0	100.0%		
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
行政財産として施設を保有しなくとも、地域等による施設管理が可能なものと判断し、同規模自治体の最小値まで削減した数値をあるべき値とする。							
【イ）同規模自治体の保有状況】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体等への譲渡を推進し、市としてのサービス提供を廃止する。</li> <li>・類似機能を有する施設が近接する場合は集約し、総量削減を図る。</li> </ul>						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	地域に1箇所を目安 (久喜地区のみに配置)		▷	市としての施設保有を廃止			
	適正配置の具体策						
集約化	機能移転	複合化	民間施設の 活用（代替）	実施主体や管理 運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
○	○	○					○

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	東町集会所	久喜市久喜東5-31-6	107.43	LGS造	1973	47	—
2	太田集会所	久喜市吉羽1-37-14	336.62	S造	1978	42	—
3	本町集会所	久喜市本町2-4-11	124.19	W造	1977	43	—
4	栗原記念会館	久喜市栗原4-9-12	370.96	S造	1979	41	—
5	花みずき会館	久喜市青毛2-11-13	638.00	RC造	1995	25	—
6	地域交流センター	久喜市青葉1-2-2	458.23	S造	1974	46	—

### 13-3. 市民文化系施設（文化会館・コミュニティセンター）

#### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減すべき割合	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減すべき割合（%）		
	24,995.6	14,909.5	40.4%	11,290.3	54.8%		
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
現時点で文化会館を3施設を保有することを踏まえ、同規模自治体の平均値まで削減した数値をあるべき値とする。							
【イ）同規模自治体の保有状況】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区に分散する文化会館を1箇所に集約化する。</li> <li>・コミュニティセンターは、現在の配置を維持するものの、更新する場合は規模の縮小や他施設への複合化を推進する。</li> </ul>						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	各地区に1箇所を目安（文化会館）		▷	市全域に1箇所を目安（文化会館）			
	地域に1箇所を目安（コミュニティセンター）		▷	地域に1箇所を目安（コミュニティセンター）			
	適正配置の具体策						
集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
○	○	○					

#### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

##### 文化会館

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	久喜総合文化会館	久喜市下早見140	8,167.37	RC造	1987	33	—
2	菖蒲文化会館（アミーゴ）	久喜市菖蒲町菖蒲85-1	3,458.06	RC造	1998	22	菖蒲図書館
3	栗橋文化会館（イリス）	久喜市伊坂1557	3,285.19	RC造	1994	26	栗橋文化会館図書室

##### コミュニティセンター

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	菖蒲コミュニティセンター	久喜市菖蒲町新堀38（菖蒲総合支所4階）	879.84	SRC造	1988	32	菖蒲総合支所、ファミリー・サポート・センター菖蒲
2	栗橋コミュニティセンター（くぶる）	久喜市中里1048-1	986.62	S造	2006	14	栗橋地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター栗橋
3	鷺宮東コミュニティセンター（さくら）	久喜市桜田3-10-2	1,440.56	RC造	1980	40	東鷺宮小学校学童クラブ（分室）
4	鷺宮西コミュニティセンター（おおとり）	久喜市中妻785-2	1,538.39	RC造	1993	27	—
5	栗橋いきいき活動センターしずか館	久喜市栗橋中央1-11-1	5,239.52	RC造	1978	42	—

### 13-4. 市民文化系施設（隣保館・教育集会所）

#### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）		
	1,040.8	-	-	-	-		
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
施設用途の性質上、民間によるサービス代替は難しく、市の人権施策とも密接に関わる施設であることから、一概にあるべき値を算出することは困難である。							
【ウ）施策との諸調整】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	隣保館は、現在の配置を維持する。 教育集会所は、周辺他施設等との集約・複合化を推進する。						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	市全域に1箇所を目安（隣保館）		▷	市全域に1箇所を目安（隣保館）			
	各地区に1箇所を目安（教育集会所）		▷	各地区に1箇所を目安（教育集会所）			
	適正配置の具体策						
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の 活用（代替）	実施主体や管理 運営主体の変更	転用	廃止
○	○	○					

#### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	しょうぶ会館	久喜市菖蒲町菖蒲1077-1	792.60	RC造	1985	35	—
2	野久喜集会所	久喜市古久喜687-3	167.27	W造	1975	45	—
3	内下集会所	久喜市鷲宮160-11	80.97	W造	1992	28	—

## 14. 市営住宅

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）				
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）			
	1,474.1	0.0	100.0%	0.0	100.0%			
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】								
行政財産としての施設の必置性は必ずしもなく、類似施設の活用による代替が可能なものとの判断より、あるべき値は0㎡とする。								
【ウ）施策との諸調整】								
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方							
	耐用年数の到達を目安に全面廃止し、県営住宅や民間賃貸住宅での機能代替を推進する。							
	現在の配置		▷	適正化後の配置				
	地域の実情に応じて配置		▷	市としての施設保有を廃止				
	適正配置の具体策							
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止	譲渡
				○			○	

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過年数	
1	市営住宅柳島団地	久喜市南2-11-6	951.93	RC造	1974	46	—
2	市営住宅松永団地	久喜市松永60	522.18	PC造	1970	50	—

## 15. 普通財産

### ①あるべき値（案）と配置の適正化方針（案）

あるべき値（案）	現有面積 (㎡)	現時点（R2）		計画期間満了時点（R37）			
		あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）	あるべき値 (㎡)	現有面積から削減 すべき割合（%）		
	3,948.0	0.0	100.0%	0.0	100.0%		
あるべき値算出にあたっての考え方 【算出方法】							
本来市が保有すべき施設には該当しないものと判断し、あるべき値は0㎡とする。							
【ウ）施策との諸調整】							
配置の適正化方針（案）	配置の適正化にあたっての考え方						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元自治会や利用団体等の合意の下に、施設の譲渡を推進する。</li> <li>・役割を終えた施設や老朽化した施設は、計画的に廃止する。</li> </ul>						
	現在の配置		▷	適正化後の配置			
	地域の実情に応じて配置		▷	市としての施設保有を廃止			
	適正配置の具体策						
	集約化	機能移転	複合化	民間施設の活用（代替）	実施主体や管理運営主体の変更	転用	廃止
				○		○	○

### ②分類内に含まれる具体施設（参考）

No.	施設名称	住所	総延床面積 (㎡)	主要棟			複合施設/備考
				構造	建築年	経過 年数	
1	東京理科大学跡地（旧特別教室棟）	久喜市下清久500-1	2,337.75	RC造	1997	23	—
2	剣道場	久喜市久喜中央3-1-34	118.93	W造	1967	53	—
3	パークタウン集会所	久喜市久喜北2-17-20	59.61	W造	1986	34	—
4	パークタウン第2集会所	久喜市久喜北2-22-52	71.38	W造	1986	34	—
5	パークタウン第3集会所	久喜市久喜本847-26	71.80	W造	1993	27	—
6	パークタウン北2丁目集会所	久喜市久喜北2-33-52	68.96	W造	1995	25	—
7	旧森下福祉館	久喜市菖蒲町下栢間5495-5	163.62	S造	1983	37	—
8	旧森下福祉館ふれあい交流室	久喜市菖蒲町下栢間5495-4	51.77	S造	1997	23	—
9	野々宮ふれあいレストハウス	久喜市菖蒲町小林4270-1	49.68	W造	1994	26	—
10	柴山小塚ふるさと会館	久喜市菖蒲町柴山枝郷76	49.68	S造	1996	24	—
11	旧栗橋第一幼稚園	久喜市間鎌444-1	904.78	W造	1971	49	—